

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十号

埼玉県特定非常災害の被災者に係る許可等の有効期間の延長等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第七号）第二条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）第二条第一項に規定する浄化槽保守点検業の登録（令和元年台風第十九号に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定区域」という。）内に住所又は事務所若しくは営業所を有する者に係るものに限る。）	特定区域内に住所又は事務所若しくは営業所を有する者	令和二年三月三十一日